

諮問庁：北九州市病院局長

諮問日：平成27年9月18日（諮問第135号）

答申日：平成29年2月8日（答申第135号）

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1の「文書名」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第48号及び第50号による改正前の北九州市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月11日付け北九病病経第36号により北九州市病院事業管理者北九州市病院局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件請求は条例第7条5号に該当しない。この条例は「意思形成の途上において自由な意思決定を妨げないために審議途中の中立性を担保する」ものであって、既に決定し発表し諸手続を進めている事例に適用することは違法であり、開示されるべきである。
- (2) 政策調整会議及び三役会議において、どのような検討を経て結論が導き出されたのかを知る権利が市民にはある。出席者は政策決定に責任を持つ公的立場で会議に臨む責務を負っており、会議の場での発言が未熟ならば無責任の極みである。一つ一つの発言が政策決定につながっていると考える。市政の主人公・市民に対する説明責任を果すべきである。開示できないという事実は、市政に対する疑念を増大させるだけであり、何を隠したいのか問いたい。市民を恐れず公明正大に開示するべきである。
- (3) 移転先を尾倉小学校跡地に決定したことの合理的理由が見いだせないため、検討内容を知る権利が、市民にはある。決定までの経過・手続、決定の根拠を示すべきである。
- (4) 新病院の移転先には「窪地であり旧交流センターの存在で毀損された瑕疵物件」を選定したことに大きな疑念が生じており、それを解明する必要があるため開示を求める。

第3 処分庁の説明の要旨

1 原処分の内容

本件処分は、異議申立人からなされた「平成24年11月に市立八幡病院の移転先を尾倉小学校跡地と発表するまでの決定に至る経過（検討内容）」についての開示請求に対して、北九州市病院局長が、北九州市立八幡病院の移転建替えに関する検討資料や会議録などの文書は、市の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であるところ、現段階では意思形成の途上であり、それらを公にすることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条5号に該当することから、これらの行政文書を不開示としたものである。

2 本件異議申立てに係る行政文書について

平成24年11月に公表した「北九州市立八幡病院の建設予定地等」について検討を行った下記会議における文書

- (1) 政策調整会議における検討資料及び会議録
- (2) 三役会議における検討資料

3 不開示情報該当性について

(1) 条例第7条5号該当性

条例第7条5号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることができることを規定している。

つまり、本号は、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的な情報と誤解され、市民に無用の誤解を与え、混乱を招いたり、一部の者に不当な利益を与え、市民の間に不公平を生じたりする場合があるため、このようなおそれがある情報を不開示とすることができることを定めたものである。

また、意思決定が行われた後であっても、情報が公になることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合も本号に該当する。

このような規定の趣旨を踏まえ、本件対象文書について、以下のとおり条例第7条5号に該当すると考える。

(2) 政策調整会議及び三役会議における検討資料

八幡病院は本市の救急医療、小児医療、災害医療など政策的医療を担うとともに、地域の基幹病院としての役割を果す一方で、老朽化や狭隘化が進み、一部が新耐震基準を満たしていないといった施設面などが課題となっており、「北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会」の議論も参考にした機能面からの検討、さらには、経営面からの検討を行った結果、平成24年8月に建替えに向けて、具体的な取組みに着手した。

平成24年11月に移転先を公表し、基本構想、基本計画及び基本設計の策定等、北九州市議会や公共事業評価、関係者等の意見なども踏まえながら、所要の手続きに従い事業を進めているところである。

移転先に関しては、平成26年3月に北九州市議会常任委員会（保健病院委員会）における所管事務調査により「建設予定地周辺の市有地について、必要な範囲で、新病院の医療エリアとすること」という市にとって大変重たい提言が取りまとめられ、公共施設マネジメントの総量抑制の考え方等を踏まえ、平成26年3月31日に「新八幡病院周辺の公共施設に関する方向性」を発表した。

それにより、平成24年11月に公表した移転先に加え、八幡市民会館の駐車場と八幡図書館の敷地を活用することとした。

現在、北九州市立八幡病院移転改築事業は、実施設計・施工の事業者選定中であり、また北九州市議会において移転計画の見直しに係る陳情が審査されるなど、新病院が開院するまで事業継続中であることから、現段階においてはまだ意思形成の途上と言える。

したがって、検討過程の資料である「政策調整会議及び三役会議における検討資料」を公にすれば、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じるほか、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第7条5号に該当するものと考えられる。

また、一部の内容については、事業計画の検討段階として幅広く様々な状況を想定し議論するため、課題整理段階の未成熟な情報を含んでおり、本事業終了後においても、当該部分の情報が公になることにより、市民の間に誤解や憶測を生み、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることや、現在進行中の事業であることに加え、今後同様の検討を行う場合に、意思決定に不当な影響を与えるおそれもあることから、条例第7条5号に該当するものと考えられる。

(3) 政策調整会議に関する会議録

北九州市立八幡病院の建替えについては、市政における重要な事項であり、総合的な見地から調整を必要とすることから、市の内部に設置される「政策調整会議」において協議、検討を行った。

当該会議においては、「用地取得の難易度」、「他の病院との競合」、「療養環境」、「交通アクセス」などの視点を踏まえながら、課題抽出や論点整理を行うとともに、様々な状況を想定したケーススタディにより、自由な意見交換や議論を行った。

このため、当該会議録には、検討内容に対する出席者の私見や所感などが記載されており、このような課題整理段階の未成熟な情報を含む当該会議の会議録を開示することは、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、市民の間に誤解や憶測を生み不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、また、特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。更には、現在進行中の事業であることに加え、今後同様の検討を行う場合に、意思決定に不当な影響を与えるおそれもあることから、条例第7条5号に該当するものとする。

(4) 全部不開示とした理由について

本件対象文書について、以下の理由から、その全部が条例第7条5号の不開示情報に該当するため、不開示とする決定（原処分）を行った。

政策調整会議及び三役会議では、市政運営上の重要な課題について、率直な意見交換をするため、実現可能性の低いものも含め、幅広く議論に資する材料を提供している。

資料及び会議録とも課題整理段階ということで未成熟な情報も含まれ、様々な情報が文書各所に散在し、かつ交錯していることから、特定の内容を切り分けることが困難である。現段階では意思形成の途上であり、これらの資料及び会議録の内容が公になると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じるほか、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ及び特定のものに不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

また、率直な意見交換を行う内部の資料及び会議録の公開が前提になると将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるため、本件対象文書の全部を不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ・平成27年9月18日 諮問

- ・同年10月14日 処分庁から理由説明書を收受
- ・同年11月13日 異議申立人から意見書を收受
- ・同年11月17日 審議
- ・同年12月16日 審議
- ・平成28年1月19日 処分庁から意見聴取を行った
- ・同年1月26日 条例第27条4項に基づき諮問庁（処分庁）に不開示
とした理由に関する主張書面の提出を求めた
- ・同年2月12日 諮問庁（処分庁）から意見書を收受
- ・同年2月24日 異議申立人から意見聴取を行った
- ・同年3月23日 審議
- ・同年4月27日 審議
- ・同年5月25日 審議
- ・同年6月14日 条例第27条3項に基づき諮問庁（処分庁）に資料
の提出を求めた
- ・同年7月19日 諮問庁（処分庁）から資料を收受
- ・同年7月27日 審議
- ・同年8月31日 審議
- ・同年9月28日 審議
- ・同年10月12日 審議
- ・同年12月6日 審議
- ・平成29年1月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、平成24年11月に北九州市立八幡病院の移転先を尾倉小学校跡地と発表するまでの決定に至る経過（検討内容）に係る文書の開示を求めたものである。

処分庁は、本件開示請求に係る文書を政策調整会議における検討資料及び会議録並びに三役会議における検討資料と特定した。具体的には、別表1「文書名」欄に掲げる文書である。

「政策調整会議」は、「市政の重要施策等の決定にあたり、市政全般を見通した総合的な見地から調整を必要とする事項について審議し、より効率的な施策の推進を図る」ことを、また「三役会議」は、「市政運営上の重要な課題について、意思形成の過程で率直な意見交換を行う」ことを目的としているものであり、これらの会議における会議資料及び政策調整会議の議事概要が、条例第7条5号で

規定する市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

処分庁は、本件対象文書の全てについて、条例第7条5号に該当し、不開示となる旨主張するので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件事案に関して既に明らかになっている情報について

- (1) 本件対象文書には、報道機関や北九州市のホームページなどを通して、すでに明らかになっているのではないかと料される情報が散見された。しかしながら、処分庁は、条例第7条5号に該当するため、全ての文書が不開示となる旨主張している。

そもそも、新聞報道やインターネットのホームページなど市民が容易に入手できる方法で、すでに明らかになっている情報については、原則として、これを不開示とする理由はない。

そこで、当審査会において、本件事案に関して、新聞報道やインターネットのホームページなど、市民が容易に入手できる方法で、どのような文書及び情報が確認できるか調査したところ、以下の文書及び情報（以下「参考情報等」という。）を確認できた。

- (2) 北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会（議論の最終まとめ）（以下「参考情報1」という。）

北九州市が設置した上記検討会が、平成24年8月に公表した「議論の最終まとめ」である。この文書では、「本市の医療提供体制の現状」、「第2夜間・休日急患センターについて」、「市立八幡病院の機能について」、「その他、検討会における意見等」などの情報が確認できた。

- (3) 平成24年8月29日、「北九州市立八幡病院の移転建替えについて」記者発表した際の資料（以下「参考情報2」という。）

参考情報2では、「建替えの必要性」、「新八幡病院の目指すべき方向性」、「建設予定地」、「整備費用」、「今後のスケジュール」などの情報が確認できた。

- (4) 平成24年11月22日、「北九州市立八幡病院の建設予定地等について」記者発表した際の資料（以下「参考情報3」という。）

参考情報3では、「建設予定地」、「選定理由」、「基本構想の策定」、「新市立八幡病院建設予定位置図」などが確認できた。

- (5) 平成25年5月に公表された「新北九州市立八幡病院基本構想」（以下「参考情報4」という。）

参考情報4では、「市立八幡病院の現状」、「市立八幡病院の移転建替えの必要性」、「新市立八幡病院の基本的な考え方」、「建設予定地」、「整備手法・整備費用」、「整備スケジュール」などの情報が確認できた。

(6) 平成26年2月北九州市議会常任委員会（保健病院委員会）の所管事務調査報告（以下「参考情報5」という。）

参考情報5では、「現在の建設予定地（尾倉小学校跡地）について」、「周辺公共施設の状況について」、「病院局の考え方」、「委員の主な意見」、「調査のまとめ」などが確認できた。

(7) 平成26年3月31日、「新八幡病院周辺の公共施設に関する方向性について」記者発表した際の資料（以下「参考情報6」という。）

参考情報6では、「新八幡病院の方向性及びその内容」、「八幡市民会館と八幡図書館の維持のための財政負担」、「新八幡病院整備イメージ図」、「地元関係者等からの意見・要望の状況」などが確認できた。

(8) 平成26年5月に公表された「新北九州市立八幡病院基本計画」（以下「参考情報7」という。）

参考情報7では、「新病院の基本方針」、「新病院の概要」、「スケジュール」、「整備費用（概算事業費）」、「収支見通し」、「施設整備計画」などが確認できた。

(9) 平成26年10月から平成27年2月にかけて北九州市立八幡病院の移転・建替え事業に関して、北九州市が、公共事業評価を実施した際の関連資料（以下「参考情報8」という。）

参考情報8では、「事業の概要」、「事業実施の背景」、「事業内容」、「事業費」、「事業スケジュール」、「地元・市議会からの要望」、「市民から提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方」、「公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針」が確認できた。

(10) 平成27年5月に公表された「新北九州市立八幡病院基本設計について」（以下「参考情報9」という。）

参考情報9では、「新病院の概要」などが確認できた。

(11) 八幡市民会館リボーン委員会の活動状況（以下「参考情報10」という。）

八幡市民会館リボーン委員会は、「リノベーションアイデア大募集」というホームページを立ち上げており、「八幡市民会館リボーン委員会設立経緯」などが確認できた。

(12) 上記の情報については、参考情報10を除き、北九州市が公表したものである。また参考情報10についても、ホームページで誰もが自由に閲覧できる情報であり、処分庁が当該ホームページの存在を知らなかったとしても、原則として、不開示とする理由はない（ただし、平成29年1月の時点では当該ホームページは削除されている）。もちろん、処分庁において、すでに公表されている情報であっても、条例第7条5号に該当し、不開示とすることの理由説明があれば、当審査会において、その妥当性を検討することになる。

こうした点も踏まえ、不開示情報該当性について判断していくこととする。

3 部分開示について

(1) 不開示情報該当性を判断するにあたって、まず、処分庁が、本件開示請求に関する文書を別表1の「文書名」欄に掲げる文書と特定したうえで、その全部を不開示としたことの妥当性について判断する。

(2) 条例第8条1項は、請求された行政文書の一部に不開示情報に該当する部分がある場合に、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、その行政文書のすべてを不開示とすることなく、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いて開示に応ずることを定めている。

北九州市が作成した「情報公開条例解釈及び運用」によると、開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、条例第7条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、本項の規定により開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合、部分的に開示することができるか否かの判断を行わなければならない、としている。

この判断を行うにあたっては、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」かが判断基準となる。もっとも、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分開示は行わなくてもよいとしている。

「容易に区分して除くことができる」とは、当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区別が困難な場合、区別は容易であるが、その部分の分離が技術的に困難な場合や過度の経費等を伴う場合には部分開示の義務がないとされている。

また、「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区別することを、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように、黒塗り、被覆等を行い、行政文書から除去することを意味するとされている。

(3) 本件対象文書には、上記「2 本件事案に関して既に明らかになっている情報について」で述べたとおり、すでに明らかになっている情報がある。これを開示する場合、その多くは、当該情報が含まれている文書全体を開示するなどして、不開示情報が記録されている部分と「容易に区分して除く」ことが可能であると判断できた。

また、記載されている内容すべてが市民に誤解や憶測を生じさせるような詳細な記載がされているわけではなく、単に、要点をまとめた概括的な記載にすぎないものがある。これらについても、不開示が妥当と判断される情報と「容易に区分して除くこと」が可能な部分があると判断できた。

よって、本件対象文書の全てについて不開示とした処分は妥当でなく、部分開示を行うべきであるとし、不開示が妥当な部分を別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載のとおりと判断した。

4 不開示情報該当性

(1) 本件において不開示を妥当としたのは別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載のとおりである。

本件対象文書について、別表1記載のとおり整理番号を付したので、以下、この整理番号ごとに当審査会の判断理由を述べていくことにするが、本件において不開示が妥当とした情報の主なものは、

ア 新北九州市立八幡病院（以下「新病院」という。）の建設候補地が特定されることになる情報（以下「候補地情報」という。）

イ 病院事業会計の収支見通し〔八幡病院移転新築費用計上後の試算〕に関する情報（以下「収支試算情報」という。）の2つである。

そこで、まず、この2つの情報を不開示とした理由について総論的に述べていくことにする。

(2) 候補地情報について

ア 情報の概要

候補地情報は、新病院の建設候補地となった場所を特定することが可能な情報である。

主なものをあげると、「当該地の所在区」、「地番、町名」、「当該地に設置されている又は設置されていた公共施設」、「当該地の都市計画区域名、容積率、道路の設置状況などの情報」、「当該地の所在区における位置情報（東部、西部、中央部などの情報）」、「JR、バス等の最寄り駅又はバス停、北九州都市高速道路からの距離などの交通アクセス状況」及び「当該地の地図」などである。

候補地情報に該当するか否かの判断にあたっては、不開示を妥当とした情報が上のいずれかに該当する場合に限らず、開示された情報同士の組み合わせにより、あるいは不開示を妥当とした部分の文字数などによって、当該候補地が特定されることになる場合などは、候補地が特定されることがないと判断される範囲で不開示を妥当と判断している。

また、候補地には、現在新病院が建設中である尾倉小学校跡地も含まれているが、尾倉小学校跡地に関する情報を開示すると、他の候補地が特定されることにもなるおそれがあることから、原則として尾倉小学校跡地に関する記載も候補地情報として不開示が妥当と判断している。

イ 条例第7条5号該当性

(ア) まず当審査会において、最終的に候補地から漏れた土地について、候補地となったことが明らかになっていたか、参考情報等を調べたが確認はできなかった。

(イ) 候補地となった土地には、公共施設が設置されている土地も含まれている。また、新病院の建設予定地となったことから明らかなおり、一定規模以上の広さを有した土地である。

ところで、北九州市における公共施設のあり方に関しては、平成26年2月に発表された「北九州市行財政改革大綱(平成25年度策定)」において、公共施設のマネジメントとして、「施設の複合化や多機能化を進めるとともに、整備当初の使命が薄れた施設は廃止するなど、選択と集中による公共施設マネジメント」に取り組むことが明記されている。

具体的には、北九州市が保有する全ての公共施設を対象に、市全体の公共施設の総量抑制(保有量の縮減)、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組みを積極的に進めるとなっている。

(ウ) こうした公共施設のマネジメントを進めるにあたって、施設を廃止する場合などにおいては、市民から様々な意見が出されるであろうことは想像に難くない。本件において、候補地に公共施設が存在する場合、新病院建設候補地となったことが明らかになると、北九州市が当該候補地に設置されている公共施設を近い将来廃止するのではないかと市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを否定できない。

また、最終的に予定地とならなかった土地は、前述したとおり一定規模以上の土地であることからして、北九州市が土地活用を断念し、手放すかもしれない、あるいは新たな公共施設が設置されることになるかもしれない等といった市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることも否定できない。

さらに、こうした誤解や憶測から、候補地となった近隣の不動産取引やその価格に何らかの影響を与えるおそれが生じることも否定できない。

(エ) また、候補地となった土地は、市有地のみではなく、民有地も含まれている。処分庁の説明によると、民有地の所有者は、新病院候補地となったこと自体を認識していないとのことである。にもかかわらず、新病院候補地となった民有地に関する情報を明らかにすると、所有者が、当該土地を売却する意向を持っているといった市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることも否定できない。

(オ) さらに、北九州市において、公共施設マネジメント計画が進められていることは前述のとおりであり、候補地情報が開示されることになると、将来

予定されている公共施設の建設候補地の審議、検討等に制約が働くなど、意思形成における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じることも否定できない。

よって、候補地情報は、条例第7条5号に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当であると判断した。

(3) 収支試算情報について

ア 情報の概要

収支試算情報は、病院事業会計において、新病院移転新築費用を計上した場合の収支見通しに係るものである。具体的には、年度ごとの「各病院及び本庁会計の単年度実質収支の見通し」及び「八幡病院移転新築（土地代を除く）に伴う企業債償還金等の見込み」など、長期的な病院事業会計に関する情報である。

処分庁の説明によると、これらはいくまでも公表することを前提としない会議資料として利用するためのもので、課題整理段階での想定を含む未成熟な情報ということである。

イ 条例第7条5号該当性

当審査会において、この情報がすでに公表されているものであるか、参考情報などをもとに調査したが、本件対象文書ほど詳細に記載されたものは確認できなかった。

収支試算情報に係る金額の多くは、あくまでも新病院移転新築費用を計上した場合の見込みの数字であると認められる。

これらの情報が開示されることになると、金額の算定根拠などの説明がなされていないにもかかわらず、当該数値等が一人歩きし、確定したあるいは精度の高い見込みの数字と受け取られるおそれがあることは否定し難い。これらの情報が開示されると、幅広い検討のために示した未成熟な情報が確定した情報であるとの誤解を生じさせ、「不当に市民の間に混乱を招くおそれ」がある。たとえば、特定の病院の存続について不安感をあおるなどのおそれが生じることを否定できない。

よって、収支試算情報は、条例第7条5号に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当であると判断した。ただし、すでに明らかになっているものは収支試算情報からは除かれることになる。

5 各文書の不開示情報該当性

(1) 整理番号1から整理番号29までについて

整理番号1から整理番号29までは平成24年1月23日に開催された北九州市政策調整会議において配付された資料である。

ア 整理番号1について

整理番号1は、この会議の次第である。

この文書には、会議が開かれた「日時」、「場所」、「出席者」及び会議の審議項目に関する情報が記載されている。

会議が開催されたこと自体は、処分庁が、平成27年10月14日付け理由説明書で明らかにしており、この会議が開催された「日時」及び「場所」を不開示としなければならない理由を容易に見出すことはできないし、処分庁も、これを不開示としなければならない理由について、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることの客観的かつ具体的な危険性・可能性を主張していると認めることはできない。

「出席者」は、すべて北九州市職員であり、当該職員の役職及び氏名が記載されている。この会議の「出席者」は、局長級以上の役職者が10名以上であり、ある特定の業務名が役職についた職員が出席し、その役職名から、通常では予想し得ない審議項目が推測されるといった事情も認めることができない。

この会議における議題（審議項目）は、「八幡病院の建替え」についてのみであり、他の議題はない。そもそも、本件開示請求の内容からいって、「八幡病院の建替え」が議題となったことを開示できない理由はないし、会議の審議項目も、簡潔な記載があるのみで、こうした記載を開示することによって、処分庁が主張する「おそれ」が生じること認めることはできない。

イ 整理番号2について

整理番号2は、この会議における配席図である。

この文書には、会議の開催日時、場所、出席者及び議題のほか、出席者の配席などの情報が記載されている。これらの情報については、前記「ア整理番号1について」で述べたとおり、処分庁が主張する「おそれ」が生じること認めることはできない。

ウ 整理番号3について

整理番号3は、この会議の開催概要である。

この文書には、会議で審議・検討した案件名や案件の概要のほか、検討スケジュール、調整・検討すべき事項、関連部局名などの情報が記載されている。

記載されている内容は、すでに公表されているものや概括的なものであり、会議の内容に関する詳細な記載があるわけではなく、これを開示したからといって、処分庁が主張するような「おそれ」が生じること認めることはできない。

エ 整理番号4について

(ア) 整理番号4は「八幡病院の建替えについて(案)」と題する資料である。

この資料には、北九州市立八幡病院の「医師の継続的な確保」に関する具体的な対応策が記載されている。この対応策が開示されると、北九州市が医師の派遣を大学側に要請する場合の基準などが明らかになり、今後の北九州市立八幡病院の医師の確保に影響がでることを否定することはできない。また、こうした情報が公開されると、今後の同様な会議において、会議資料作成への制約が働き、会議出席者に必要な事項を有効に周知することができないなど、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることも否定できない。

よって、整理番号4のうち、「医師の継続的な確保」の方策を記載した部分については不開示とすることが妥当である。ただし、「医師の継続的な確保」の方策を記載したもののうち、「平成24年1月以降、」との記載は開示が妥当である。

(イ) また、整理番号4には、新病院の建設候補地の一つとされていた地名が記載されている。

候補地情報が不開示妥当と判断できることについては前述のとおりである。

候補地情報以外のものとしては、「八幡病院の現状と課題」、「建替えの必要性」、「建替えに向けた課題の整理」などの情報が記載されている。これらは、参考情報等によってすでに明らかになっている、あるいは客観的事実といえるものであるし、これを不開示とした処分庁の理由説明も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

オ 整理番号5について

整理番号5は、収支試算情報が記載された資料である。

別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げるものは収支試算情報に該当すると判断した。収支試算情報が不開示妥当であることは前述のとおりである。ただし、整理番号5のうち、表題部分、検討項目、すでに公表されている金額などを開示したからといって、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

カ 整理番号6について

整理番号6は、新病院の建替場所の論点整理を行うために作成された資料である。

この文書には、「用地要件」、「検討要件」、「候補地」及び「比較検討」などの内容が記載されている。

整理番号6には候補地情報が含まれている。

また、「他の総合病院との競合関係」が記載された部分については、具体的な病院名が記載されており、これらの総合病院と新病院との関係が記載されている。これらの記載は、あくまでも北九州市が記載のとおり判断したというものであり、他病院からすれば、北九州市が、そうした意見をもっているということは了知していないと思われる。これらの情報が開示されると、医療分野における他病院との必要な連携に支障が生じ、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることを否定することができない。

よって、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げるものについて不開示が妥当であると判断したが、その余については、処分庁の不開示とした理由説明も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、条例第7条5号該当性を認めることはできない。

キ 整理番号7について

整理番号7は建替場所の論点整理が行われた資料である。

別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げるものは候補地情報に該当すると判断した。候補地情報が不開示妥当であることは前述のとおりである。

整理番号7に記載されたもののうち、検討項目や各候補地の評価について、これを開示したからといって、候補地が特定されるものではないし、その記載自体を開示できないとする理由は見出し難く、開示することが妥当である。

ク 整理番号8について

整理番号8は地図であり、新病院候補地と主な周辺病院が記載されている。整理番号8のうち、表題部分及び「資料4-3」との記載を除いた部分は、これを開示すると候補地が特定されることになるため、候補地情報と認められる。候補地情報が不開示妥当であることは前述のとおりである。

ケ 整理番号9について

整理番号9は新病院候補地の地図である。

表題部分には、「八幡病院移転候補地・・・A」という記載につづいて候補地名が具体的に記載されている。「八幡病院移転候補地・・・A」を除いた部分は候補地情報と認められる（ただし、「資料4-4」との記載は開示が妥当である）。候補地情報が不開示妥当であることは前述のとおりである。

コ 整理番号10から整理番号21までについて

整理番号10は北九州市立八幡病院の概要を記載した資料であり、「診療科目」、「稼動病床数」、「施設概要」及び「患者数」が記載されている。

整理番号11は北九州市立八幡病院の診療科別延患者数（平成22年度）が記載された資料である。

整理番号12は北九州市立八幡病院の住所地別実患者数（平成22年度）が記載された資料である。

整理番号13は平成16年度から平成23年度の4月1日現在における北九州市立八幡病院の医師現員数の推移が記載された資料である。

整理番号14は北九州市の地域医療の現状に関する資料であり、「市内の病院・診療所数」及び「病床数」が記載されている。

整理番号15は北九州市内各区の医療資源（病院の状況）に関する資料であり、各区の病院の標榜科目数、人口10万人あたりの病院数（2010年）が記載されている。

整理番号16は北九州市内各区の医療資源（診療所の状況）に関する資料であり、各区の診療所の標榜科目数、人口10万人あたりの診療所数（2010年）が記載されている。

整理番号17は年齢三分人口（行政区別）に関する資料であり、北九州市の人口総数に占める各区ごとの人口の割合が記載されている。

整理番号18及び整理番号19は北九州市の救急医療体制に関する資料であり、北九州市の3つの段階からなる救急医療体制の現状などが記載されている。

整理番号20は北九州市の救急関連病院に関する資料であり、救急関連病院の医療機関名、病床数などが記載されている。

整理番号21は災害拠点病院に関する資料であり、制度の趣旨、設置の経緯と内容及び災害拠点病院の条件が記載されている。

整理番号10から整理番号21までに記載されている情報は、その大部分が既に明らかにされている情報、あるいは客観的事実が記載されているにすぎないものと判断され、また、これらの情報を開示できないとする処分庁の主張も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

サ 整理番号22から整理番号26までについて

整理番号22から整理番号26までは新病院候補地の地図である。候補地名が具体的に記載され、建設予定地の範囲及び面積が分かるようになっ

ている。これらの情報は文書全体が候補地情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ちなみに、整理番号22から整理番号26までには、候補地名が記載された左側に順に「B」から「F」の記載及び「参考資料3-1」から「参考資料3-5」までの記載があるが、これらを開示したとしても「有意な情報」が記載されているとは言えないと判断した。

シ 整理番号27から整理番号29までについて

整理番号27から整理番号29までは、「北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会」に関する資料であり、開催概要、会員名簿及び北九州市立八幡病院の今後の方向性が記載されている。

この検討会に関する情報は参考情報1によって、広く公表されている。

整理番号28は検討会の会員名簿であるが、公表されている構成員と相違はない。

処分庁は、整理番号27から整理番号29までは、政策調整会議の資料として作成されたもので、「参考情報1」で公表されている正式なものと同一ではなく相違する部分がある旨主張するが、その違いは僅かなものであり、これを開示したからといって、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

ス 整理番号30について

この議事概要には、会議開催の日時、場所、出席者、議題及び出席者の発言要旨が記載されている。

出席者は全て北九州市職員であり、公務員である。

これらの情報のうち、条例第7条5号に該当し、不開示が妥当と判断できるものは出席者の発言要旨である。

この議事概要を見分したところ、この会議においては、北九州市立八幡病院の建替えに関して、想定される事柄について、様々な視点から出席者間で自由かつ率直な意見交換を行っていることを認めることができる。

具体的には、北九州市立八幡病院を建替えた場合の病院会計の収支見通し、北九州市における救急医療体制のあり方、競合する病院との関係、医師確保の方策、候補地ごとの利点、課題などに関する議論が行われている。その内容も、具体的かつ詳細なもので、一見して、公開することを前提としていないものと認められる。

このような情報の性質、内容等に照らせば、この会議における出席者の意見の内容がそのままの形で公開されれば、今後の同種の会議において、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

り、また、市民の間に誤解や憶測を生み、混乱を生じさせるおそれがある
ということができる。

なお、出席者の発言要旨以外の情報については、これを開示することにより、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることができず、開示することが妥当である。

(2) 整理番号31から整理番号49までについて

整理番号31から整理番号49までは平成24年8月20日に開催された三役会議において配付された資料である。

ア 整理番号31について

整理番号31は、この会議の次第であり、議題項目などが記載されている。

議題は、北九州市立八幡病院の建替えについてのみであり、その他の議題はない。また、会議の内容について、具体的、詳細な記載はなく、言うなれば、この会議において配付される資料の目次の役割を果すものである。

これを開示したからといって処分庁が主張するような「おそれ」が生じることを認めることはできない。

イ 整理番号32について

整理番号32は、平成23年度から平成29年度までの新病院の建替えスケジュールである。この資料には、「平成24年末までに建設場所を選定し、設計・施工一括発注を行った場合を想定」との記載があり、確定したスケジュールではないことが明記されている。また記載内容も概括的なものであり、スケジュールの項目内容に関する具体的、詳細な内容の記載があるわけではない。原処分がされた平成27年8月の段階では、このスケジュールに記載された項目のほとんどは、すでに終了したものとなっている。

以上のことからすれば、この情報を開示したからといって、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

ウ 整理番号33について

整理番号33は、北九州市立八幡病院の建替えに至った理由や新病院が目指すべき方向性、建設予定地、整備費用、今後のスケジュールなどの情報が記載された資料であり、「参考情報2」とほぼ同じ内容が記載されている。

処分庁は、この資料について、会議資料として作成したものであり、参考情報等と全く同じものではなく、相違する部分があるとしたうえで、これを開示すると「不当に市民の間に混乱を招くおそれ」がある旨主張する

が、市民の間に混乱を招くおそれがあるほどの相違があると認めることはできない。

エ 整理番号34から整理番号36までについて

整理番号34は、北九州市立八幡病院の移転建替えにかかる整備費用の試算を行った資料である。

整理番号35は、第4回北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会における会員からの北九州市立八幡病院を建替える場合の場所や予算に関する質問及び北九州市側の回答を記載したものである。ちなみに質問者が誰であるかの具体的な記載はなく、誰の発言か特定することはできない。

整理番号36は、平成24年1月25日及び同年同月26日付けの北九州市立八幡病院移転に関する新聞記事である。

本件開示請求において北九州市立八幡病院移転に関する新聞記事を不開示とする理由がないことは言うまでもない。

整理番号34は、整理番号36の新聞記事で公表されている金額の算定根拠及び内訳と言えるものであり、これを明らかにできないことについての処分庁の説明は、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎない。

整理番号35は、上記検討会の会議録ではあるが、その内容は、新聞記事で明らかにされている内容とほぼ同じものが記載されているのみであり、前述のごとく発言者を特定することもできない。

よって、整理番号34から整理番号36までについて、処分庁が主張する「おそれ」が生じること認めることはできない。

オ 整理番号37から整理番号40までについて

整理番号37から整理番号40までは収支試算情報が記載された資料である。

収支試算情報に該当するのは、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載された部分と判断できる。収支試算情報が不開示妥当なことは前述のとおりである。

カ 整理番号41について

整理番号41は、新病院の建設予定地の決定に向けた進め方や、建設予定の公表時期などが記載された資料である。

この資料には、上記項目についての最終的な意思決定内容が記載されているわけではなく、決定を行うにあたっての前提条件や、意思決定を行う時期などが記載されているにすぎない。また、処分庁の主張も、条例第7条

5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

キ 整理番号42について

整理番号42は、「市立八幡病院移転・建設候補地検討」と題する資料である。候補地3ヶ所が記載され、「政策調整会議における検討項目」として6つの検討項目が、また「新たな検討項目」として4つの検討項目が記載され、最下段に「用地取得にあたっての課題」が記載されている。

これら10の項目について、「○」、「△」、「×」、「―」で候補地ごとの評価が記載されている。

これらの記載のうち、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載されたものが候補地情報に該当すると判断した。

候補地情報について不開示が妥当であることは前述のとおりである。

候補地情報以外のものについては、これを不開示としなければならない理由は見出し難く、また、処分庁の主張も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

ク 整理番号43について

整理番号43は地図であり、新病院建設候補地と主な周辺病院が記載されている。整理番号43のうち、表題部分、「資料4-3」との記載及び頁数を除いた部分は、これを開示すると候補地が特定されることになるため、候補地情報に該当する。候補地情報について不開示が妥当であることは前述のとおりである。

ケ 整理番号44から整理番号46まで

整理番号44から整理番号46までは、新病院候補地の地図である。候補地名が具体的に記載され、建設候補地の範囲及び面積が分かるようになっている。これらの情報は文書全体が候補地情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ちなみに、整理番号44から整理番号46までには、順に「16」から「18」までの頁数の記載があるが、この頁数のみを開示したとしても「有意な情報」が記載されているとは言えないと判断した。

コ 整理番号47について

整理番号47は「9月議会の対応について」と題する資料である。

この資料には、「参考情報2」の市長定例記者会見の要旨及び平成24年6月北九州市議会本会議における北九州市立八幡病院建替えに関する議会答弁の要旨が記載されているほか、平成24年9月北九州市議会にお

いて、北九州市立八幡病院建替えに関する市議会議員からの質問があった場合に備える答弁案が記載されている。

処分庁は、市民の代表である北九州市議会への説明（答弁）は、高度な政治的な判断によるものであるため、極めて慎重に決定する必要がある旨主張する。

たしかに、執行機関から市民の代表である北九州市議会への説明や意見表明については、その実行、実現などに関して、執行機関側は重い責任を負うことになるということができる。それゆえ、答弁内容の決定にあたって、市の内部において、慎重な意思決定がなされているであろうことは想像に難くない。

整理番号４７で記載されている答弁案は、最終的な答弁内容を決定するまでの検討段階のものであることが認められる。こうした検討段階の情報を全て開示しなければならないとすれば、市の内部において、意思形成過程の答弁案であっても公開されることを想定して作成する必要性が生じるなど、今後の答弁書作成に制約が働き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることを否定することはできない。

よって、別表２の「不開示が妥当な部分」欄に記載されたものについては不開示妥当と判断したが、その余の情報については、これを開示したからといって、上記「おそれ」が生じると認めることはできず、開示すべきである。

サ 整理番号４８及び整理番号４９について

整理番号４８は、「北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会（議論の最終まとめ）概要」である。

整理番号４９は、「北九州市西部地区の医療提供体制のあり方に関する検討会（議論の最終まとめ）（案）」である。

これらの資料は、「参考情報１」に含まれる情報とほぼ同じものであるが、処分庁は、まったく同一のものではなく、相違があることから、これを開示すると「不当に市民の間に混乱を招くおそれ」がある旨主張するが、その相違は軽微なものといえ、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

(３) 整理番号５０から整理番号６７までについて

整理番号５０から整理番号６７までは平成２４年１０月２９日に開催された三役会議において配付された資料である。

ア 整理番号５０について

整理番号50は、三役会議で配付された資料の一覧が記載されたものである。

記載されている内容は、配付された資料の表題と言えるものであり、資料の内容が具体的に記載されているものではなく、これを開示したからといって処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。ただし、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げるものは、候補地情報に該当すると判断でき、これが不開示妥当であることは前述のとおりである。

イ 整理番号51について

整理番号51は、「建設予定地について」と題する資料である。「1 条件整理」、「2 比較検討」、「3 建設予定地」という項目があり、「2 比較検討」では、3ヶ所の候補地について、7つの項目に関する検討内容が記載されている。別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載のものが候補地情報に該当すると判断でき、この部分については不開示が妥当であることは前述のとおりであるが、その余については、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

ウ 整理番号52について

整理番号52は、新病院建設候補地の比較検討を行った資料である。

新病院の建設候補地が記載され、7つの項目について、各候補地の評価を「○」、「△」、「×」で記載している。また、評価の「合計」及び「総合評価コメント」と題する項目もある。

この7つの項目のうち、一つは「医療関係者の意見」という項目で、医療関係者の意見が記載されている。処分庁の説明によると、この医療関係者からの意見聴取は、外部に公開を前提としているものではないとのことである。当審査会においても参考情報等で確認したが、これら医療関係者の意見が明らかにされていることは確認できなかった。このような意見が公開されるとなると、当該関係者との信頼関係を損ない、今後、関係者からの意見聴取をすることができなくなるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる「おそれ」が生じることを否定できない。

よって、医療関係者の氏名、役職及び意見聴取した内容について不開示が妥当であると判断した。

整理番号52のうち、上記「医療関係者の意見」以外で不開示が妥当としたのは、候補地情報に該当すると判断できるものである。候補地情報が不開示妥当であることは前述したとおりである。

「医療関係者の意見」及び候補地情報以外については、これを開示したからといって、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

エ 整理番号53について

整理番号53は、新病院建設候補地の比較検討を行った資料である。

各頁の表の最上段には候補地情報が記載されている。検討項目として7つの大項目があり、大項目は、さらにいくつかの中項目、小項目に分けられている。項目ごとに、「○」、「△」、「×」、「—」で各候補地の評価が記載されている。

大項目の中の一つは「医療関係者の意見」であり、この情報については、前記「ウ 整理番号52について」で述べたとおり、不開示が妥当である。

この文書において、「医療関係者の意見」以外で不開示が妥当としたものは、候補地情報に該当すると認められるものであり、不開示が妥当な理由は、前述したとおりである。「医療関係者の意見」及び候補地情報以外については、これを開示したからといって、処分庁が主張する「おそれ」が生じることを認めることはできない。

オ 整理番号54から整理番号59までについて

整理番号54から整理番号59までは、新病院候補地の地図である。候補地名が具体的に記載され、建設予定地の範囲、面積、建物の建築予定位置及び駐車場の設置予定位置などが記載されている。

これらの情報は文書全体が候補地情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ちなみに、整理番号54から整理番号59までには、順に「10」から「15」の頁数の記載が、また整理番号54には「資料3」、整理番号57には「資料4」との記載があるが、こうした記載のみを開示したとしても「有意な情報」が記載されているとは言えないと判断した。

カ 整理番号60について

整理番号60は地図であり、現北九州市立八幡病院と新病院建設候補地の競合病院（5km圏内の主な病院）が地図に記載されている。また「16」という頁数及び「資料5」との記載がある。整理番号60のうち、表題部分、頁数及び「資料5」の記載を除いた部分は、これを開示すると候補地が特定されることになるため、候補地情報と認めることができる。

候補地情報が不開示妥当であることは前述のとおりである。

キ 整理番号61について

整理番号61は、候補地の1つに新病院を建設した場合の経営改善効果を記載した資料である。このうち、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に

記載したものは、候補地情報に該当すると判断でき、不開示が妥当なことは前述のとおりである。

ク 整理番号62について

整理番号62は、整理番号61を作成する前提となる考え方を記載した資料と判断できる。

このうち、別表2の「不開示が妥当な部分」欄の記載は候補地情報に該当すると判断でき、不開示が妥当なことは前述のとおりである。その余の情報については、不開示とした処分庁の理由説明も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

ケ 整理番号63について

整理番号63は、診療圏別（1～7km）患者数比較が記載された資料である。

このうち、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に記載したものは、候補地情報に該当すると判断でき、不開示が妥当なことは前述のとおりである。その余の情報については、不開示とした処分庁の理由説明も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

コ 整理番号64について

整理番号64は、北九州市立八幡病院の救急稼働額等調べ（23年度）が記載された資料である。

これらの情報は、公にされている情報、あるいは客観的事実が記載されているにすぎないものと判断され、また、これらの情報を開示できないとする処分庁の主張も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

サ 整理番号65について

整理番号65は、新病院が建設されている八幡東区尾倉二丁目の2km圏内の病院と候補地の一つの2km圏内の病院を記載したものである。

八幡東区尾倉二丁目の2km圏内の病院を記載したものは、客観的事実が記載されているにすぎないものであり、かつ、これを開示したからといって他の候補地が特定されるおそれもなく、開示することが妥当である。

しかし、もう一方の候補地については、その2キロメートル圏内の病院を明らかにした場合、当該候補地が特定されることになるから、候補地情報に該当し、不開示妥当となることは前述のとおりである。

シ 整理番号66について

整理番号66は、北九州市内各区の救急災害病院名、病床数などが記載された資料である。これらの情報は、公にされている情報、あるいは客観的事実が記載されているにすぎないものと判断され、また、これらの情報を開示できないとする処分庁の主張も、条例第7条5号に規定する「おそれ」が生じることについて、抽象的な危険性・可能性を言うにすぎないものであり、開示することが妥当である。

ス 整理番号67について

整理番号67は、平成24年10月段階における平成29年度までの新病院の建替えスケジュールである。この資料には、「平成24年末までに建設場所を選定し、設計・施工一括発注を行った場合を想定」との記載があり、確定したスケジュールではないことが明記されている。また記載内容も概括的なものであり、スケジュールの項目内容に関する具体的、詳細な内容の記載があるわけではない。本件開示請求があったのは、平成27年7月であり、このスケジュールに記載された項目のほとんどは、開示請求時点で、すでに終了したものとなっている。

以上のことからすれば、この情報を開示したからといって、処分庁が主張するような「おそれ」が生じることが認められることはできない。

6 結語

よって、当審査会は前記第1「審査会の結論」のとおり判断したが、答申の最後にあたり、次のとおり申し添える。

本件異議申立てについては、北九州市立八幡病院の建替えに関して、同一の申立人からの異議申立てである諮問第134号事案と同時に諮問がなされた。諮問第134号事案と本件諮問第135号事案は、争点が同じであったため、並行して審議を行い、答申も同時におこなった。

両事案については、処分庁（審査庁）は異なるものの、いずれも開示対象文書のすべてを不開示とするものであり、その対象文書は、諮問第134号事案については59枚、諮問第135号事案については124枚で、合計183枚となるものであった。これらの文書は冊子となっているわけではなく、処分庁が主張するような一体の情報と捉えることは困難であった。また、記載されている情報も多岐に渡り、さらに、すでに公表されていると思われる情報が散見され、当審査会において、これらの文書全てについて、不開示を妥当とする記載部分の区分け作業には大変な労力を費やしたし、また困難な作業でもあった。

処分庁（審査庁）は、本答申を尊重し、処分を見直す方向性を出す場合、本答申において、不開示が妥当とした部分であっても、当審査会の開示又は不開示とした理由の趣旨を十分に斟酌し、開示すべきと判断できる部分については、開示する方向で検討されることを希望する。

北九州市情報公開審査会

会	長	阿	野	寛	之	
会	長職務代理者	神	陽	子		
委	員	田	村	奈々	子	
委	員	中	谷	淳	子	
委	員	熊	谷	美	佐	子